

# 令和2年度県下一斉スマートムーブウィーク実施要領

## 1 趣旨

地球温暖化防止のためには、県民、事業者、行政が一体となって、できることから早急に取り組んでいくことが重要となっています。特に、県内の二酸化炭素排出量の約1/4を占める運輸部門からの二酸化炭素の排出を削減するため、環境負荷の高いマイカー利用を自粛し、徒歩、自転車や公共交通機関の利用あるいはエコドライブの励行に加え、エコカー利用、カーシェアリングなどといった環境にやさしい移動を幅広く含む「スマートムーブ」を推進していくこととしています。

「ながさき環境県民会議」では、これらの取組を推進していくための活動として、「県下一斉スマートムーブ」を呼び掛け、その一環として、令和2年12月9日から1週間、令和2年度県下一斉スマートムーブウィークを実施します。

私たち県民の一人ひとり、あるいは県内の企業や団体が自主的にこの取組に参加していくことにより、低炭素型のまちの在り方について主体的に考えていただくきっかけになることを期待しています。

スマートムーブとは、エコで賢い移動方法を選択し、CO<sub>2</sub>排出の少ない移動をすること。

「エコ」だけでなく、「健康」、「快適」等にも寄与する新たなライフスタイル。

## 2 実施主体

ながさき環境県民会議（以下「県民会議」という。）

## 3 参加対象

通常、マイカー（バイク含む。）を利用している方

通勤に限らず、買い物やレジャー等、マイカーを利用する全ての機会を対象とします。

## 4 実施期間

令和2年12月9日（水）～15日（火）

## 5 実施方法

（1）県下一斉スマートムーブウィーク（以下「スマートムーブウィーク」という。）期間中は、徒歩、自転車、公共交通機関の利用などにより、できる範囲でマイカー利用を自粛します。

やむを得ず、マイカーを利用する必要がある場合は、乗り合わせや、エコドライブの実施により、マイカーの運転に伴い排出される二酸化炭素の削減に取り組みます。

（2）それぞれが無理なくできる範囲で取り組むこととします。

エコドライブとは、自動車を利用する際に、急加減速を控えたり、アイドリングストップを実行するなどの手段を用いて燃費を向上させる取組です。

## 6 ご協力いただく事項

県民会議では、取組の趣旨に賛同いただきスマートムーブウィークの取組が可能な個人、企業、団体の方に参加宣言を提出いただくとともに、参加宣言をいただいた皆様には、スマートムーブウィークの実施結果（参加者数等）について報告いただき、集計結果について公表します。参加宣言の提出及び実施状況の報告の方法等は以下のとおりです。

#### （１）参加宣言の提出

取組の趣旨に賛同し、できる範囲での取組が可能な個人、企業、団体は、「スマートムーブ参加宣言」（個人用：様式１－１、企業・団体用：様式１－２）を令和２年１２月８日（火）までに、県民会議温暖化防止部会事務局（以下の項目８参照）へＦＡＸ、メールまたは郵送でご提出ください。なお、参加宣言については、取下げ等の申出がない限り、翌年度以降も有効なものとして取り扱わせていただきます。

- １ 参加宣言いただいた企業・団体名についてはホームページに掲載（公表が可能な企業等のみ）します。（個人については掲載いたしません。）
- ２ 企業・団体全体で参加するのが困難であれば、営業所ごと、所属ごと、グループごとでも可能です。

#### （２）実施状況の報告

実施結果は集計・公表しますので、令和２年１２月２５日（金）までに、「県下一斉スマートムーブ実施状況調査」（個人用：様式２－１、企業・団体用：様式２－２）を県民会議温暖化防止部会事務局（以下項目８参照）へＦＡＸ、メールまたは郵送で提出してください。

個別の個人や企業・団体の取組結果については公表することはありません。

### ７ 企業・団体における自主的なスマートムーブの取組についての情報提供のお願い

県民会議では、企業・団体等の皆様による自主的なスマートムーブへの取組についても呼びかけております。

県下一斉スマートムーブデー（ノーマイカーデー）（毎月第２水曜日）以外の日程で、自主的なスマートムーブに取り組まれる企業・団体等がおられましたら、「スマートムーブ参加宣言」の該当欄に必要事項を記入のうえ、情報提供をお願いします。

### ８ お問合わせ・提出・報告先

ながさき環境県民会議温暖化防止部会事務局（長崎県地域環境課） 担当 坂本

〒８５０－８５７０ 長崎市尾上町３－１

TEL：０９５－８９５－２５１２ FAX：０９５－８９５－２５７２

E-mail：s16080@pref.nagasaki.lg.jp